報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成26年3月13日
関東管区行政評価局

社会保険被扶養者届の添付書類に係る周知の改善（あっせん）

総務省群馬行政評価事務所に、次のような行政相談が寄せられましたので、関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博 埼玉県立大学理事長 埼玉県経営者協会名誉会長ほか７名）において検討した結果、社会保険被扶養者届の添付書類に係る周知について改善する必要があるとの意見を踏まえて平成26年３月13日、日本年金機構に対してあっせんしました。

（注）「あっせん」とは、国民の皆様から行政機関等に対する苦情を受け付け、必要な調査を行った上で、行政機関等に問題があれば、その問題について改善策を示し行政機関等に対し改善を要請する（求める）ことを言います。

【相談要旨】

妻と子を社会保険の被扶養者としようと思い前橋年金事務所に相談に行ったところ、世帯の収入状況の確認があった上で、更に、『妻と子との身分関係を証明できるものを用意して下さい。』と言われたため、住民票を提出したが、世帯主が妻となっていたためか、申出人と妻及び申出人と子との身分関係が証明できないと言われ、戸籍謄本の提出を求められた。

その後、申出人の戸籍謄本と、念のため、養子縁組していない妻の子の戸籍謄本を持って行ったところ、申出人の戸籍謄本だけでは足りず、妻の子の戸籍謄本を見せて、ようやく手続がとれた。しかし、住民票には、世帯主（妻）との関係について、申出人の続柄の欄には『夫』、子の続柄の欄には、『妻の子』との表示（養子縁組していない場合はこのように表示される。）があり、身分関係は、これで証明される。戸籍謄本までとらせる合理的な理由が分からない。これついて、前橋年金事務所の担当に説明を求めたところ、内部規定で決まっているというだけで、なぜ、戸籍謄本を取らせるのかの合理的な説明はなかった。

本件について、身分関係を証明する書類として、なぜ、住民票が認められなかったのか、合理的な理由を説明してもらいたい。

被扶養者届等の概要

１　被扶養者届

被扶養者届は、健康保険法施行規則第 38 条により、被保険者が家族を扶養に入れる場合に、扶養の事実が発生した日から５日以内に事業所を通じて日本年金機構に提出することとされている。

【被扶養者の範囲】
〇被保険者と同居している必要がない者
・配偶者、子、孫および弟妹
・父母、祖父母などの直系尊属
〇被保険者と同居している必要がある者
・上記以外の３親等内の親族（兄姉、叔父叔母、甥姪とその配偶者など）
・内縁関係の配偶者の父母および子
※　なお、被扶養者の認定においては、被保険者により主として生計を維持されていることや収入の要件等の条件がある。

２　被保険者との続柄の確認

日本年金機構では、被保険者と被扶養者との続柄確認について、原則、身分関係を公証する戸籍謄（抄）本で行なっているところであるが、各年金事務所等への事務処理に係る指示文書において「被保険者が世帯主でかつ被保険者と被扶養者が同一世帯に属している場合には、住民票により被保険者と被扶養者との身分上の関係が明確になることから、『住民票の写し』を続柄確認の添付書類として取り扱うことが可能となる。」と示している。

３　日本年金機構のホームページでの続柄確認書類の周知状況

日本年金機構のホームページでは「被扶養者の戸籍謄本（被保険者との続柄がわかるもの）ただし、（中略）添付された被保険者世帯全員の住民票により続柄が確認できる場合を除く。」と紹介されている。

本件事案に係る日本年金機構の意見

本件個別事案の場合、被扶養者届に添付された住民票の世帯主が被保険者ではなく、その妻であったため、世帯主である母と子の続柄を確認することはできるが、被保険者と子の続柄を確認することができなかったため、改めて妻の子の戸籍謄本の提出を求めたものである。

本件事案に係る問題点

住民票に記載された続柄については、住民基本台帳法第７条において「世帯主でない者については世帯主との続柄」を記載することと規定されており、上記日本年金機構の意見のとおり、本件個別案件において、妻が世帯主である住民票では、被保険者と子の続柄を確認することはできず、改めて妻の子の戸籍謄本の提出を求めたことは妥当であったと思われるが、以下の点について改善を検討する必要がある。

① 年金事務所窓口において、戸籍謄本の提出を求めた理由についての教示が不十分であったことが本件苦情に至ったと思われること。

② 改めて日本年金機構のホームページを確認すると、「添付された被保険者世帯全員の住民票により続柄が確認できる場合を除く」と記載されており、当該記載では、住民票を添付書類とすることができるのは世帯主が被保険者で、その世帯主と同一世帯に属している者を被扶養者とする場合であることが正しく理解されないおそれがあること。

（あっせん等の要旨）

日本年金機構は、改めて各年金事務所等に対し、事務処理に係る指示文書の趣旨を周知徹底するとともに、ホームページ等において、被扶養者の続柄確認に住民票が認められる旨の記載を行っている場合、その記載について、誤解が生じないような記載内容を検討する必要がある。

【連絡先】関東管区行政評価局　総務部　首席行政相談官室
首席行政相談官　坂口
電　　話：０４８－６００－２３１３
Ｆ　Ａ　Ｘ：０４８－６００－２３３６

住　　民　　票(見本)

さいたま市

世帯主	さいたま　花子
住　所	さいたま市中央区新都心１－１

妻が世帯主

1	氏名	さいたま　花子				住民となった年月日	住所を定めた年月日	
						平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	
	生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	女	続柄	世帯主	住民票コード	住所を定めた届出年月日
							00000000	平成〇年〇月〇日
	本籍	埼玉県さいたま市中央区新都心１－１				筆頭者	さいたま　花子	
	前住所	さいたま市中央区新都心１－１						
2	氏名	さいたま　太郎				住民となった年月日	住所を定めた年月日	
						平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	
	生年月日	昭和〇年〇月〇日	性別	男	続柄	夫	住民票コード	住所を定めた届出年月日
							00000000	平成〇年〇月〇日
	本籍	埼玉県さいたま市中央区新都心１－１				筆頭者	さいたま　花子	
	前住所	さいたま市中央区新都心１－１						
3	氏名	浦和　一郎				住民となった年月日	住所を定めた年月日	
						平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	
	生年月日	平成〇年〇月〇日	性別	男	続柄	子	住民票コード	住所を定めた届出年月日
							00000000	平成〇年〇月〇日
	本籍	埼玉県さいたま市中央区新都心１－１				筆頭者	さいたま　花子	
	前住所	さいたま市中央区新都心１－１						
4	氏名	※以下余白※				なった年月日	住所を定めた年月日	
						年月日		
	生年月日		性別				住民票コード	住所を定めた届出年月日
	本籍							
	前住所							
5	氏名					住民となった年月日	住所を定めた年月日	
						平成年月日		
	生年月日		性別		続柄		住民票コード	住所を定めた届出年月日
	本籍							
	前住所							

被保険者
（申出人）

続柄を確認できない。

続柄は世帯主との続柄が記載される。

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明します。

平成〇年〇月〇日

さいたま市〇〇区長